

## 社会福祉法人渋川市社会福祉協議会基金規程

(平成18年2月20日制定)

沿革 平成23年3月25日議決

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人渋川市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の基金の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の設置、金額及び目的)

**第2条** 本会は、次の基金を設置し、名称、金額及び目的は、次のとおりとする。

名 称	金 額	目 的
地域福祉活動基金	12,128千円	地域福祉活動の充実を図る

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

**第4条** 基金は、理事会及び評議員会の議決を経て、基金の目的を達成するための事業に必要な経費等の財源に充てるため、その一部又は全部を取り崩し、処分することができる。

(雑則)

**第5条** この規程に定めるもののほか、基金に関して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、議決の日から施行し、平成18年2月20日から適用する。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。